（役員の選任等の認可の申請）

第二十二条の十四　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十四第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　選任に係る役員の氏名及び経歴又は解任に係る役員の氏名

二　選任又は解任の理由

（事業計画及び収支予算の認可の申請）

第二十二条の十五　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十六第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

2　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十六第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日

（事業報告書等の提出及び公表）

第二十二条の十六　指定補償金管理機関は、法第百四条の二十六第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を文化庁長官に提出し、又はこれを公表しようとするときは、当該提出又は公表の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録を添付しなければならない。

（補償金管理業務に関する帳簿の記載事項等）

第二十二条の十七　法第百四条の二十七の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　補償金管理業務に係る受付番号

二　法第百四条の二十一第二項の規定による補償金（以下この項において「補償金」という。）又は同条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条の二第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定による担保金（以下この項において「担保金」という。）を支払った者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　補償金又は担保金を受領した年月日

四　受領した補償金又は担保金の額

五　第二号の支払の根拠となる法の規定

六　裁定（法第六十七条第一項又は第六十七条の三第一項（これらの規定を法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定をいう。次号及び第八号において同じ。）に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報

七　裁定のあつた年月日及び法第六十七条第五項又は第六十七条の三第四項（これらの規定を法第百三条において準用する場合を含む。）の規定により定められた事項

八　裁定をしない処分又は法第六十七条の三第七項（法第百三条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の取消しの処分があつた場合における当該処分の年月日

九　指定補償金管理機関が受領した補償金又は担保金に係る支払を受けた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

十　指定補償金管理機関が前号の支払を行つた年月日及びその金額

十一　第九号の支払の根拠となる法の規定

2　法第百四条の二十七の帳簿は、補償金管理業務を廃止するまで保存しなければならない。

（補償金管理業務の廃止の許可の申請）

第二十二条の十八　指定補償金管理機関は、法第百四条の三十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　廃止しようとする年月日

二　廃止しようとする理由

第二節　登録確認機関

（確認等事務の結果の送付）

第二十二条の十九　登録確認機関（法第百四条の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節において同じ。）は、同条第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同条第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二条の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第百四条の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二条の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（登録の申請）

第二十二条の二十　法第百四条の三十四第二項の規定により同条第一項の登録の申請をしようとする者（以下この項において「登録申請者」という。）は、同条第二項の申請書に次に掲げる書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

ハ　組織及び運営に関する事項を記載した書類

ニ　登録の申請に関する意思の決定を証する書類